

藤塚地区にぎわいづくり検討会設置要綱

(令和4年2月3日市長決裁)

(設置)

第1条 藤塚地区におけるかわまちづくり計画の作成に当たり、有識者等の意見を反映させるため、「藤塚地区にぎわいづくり検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、藤塚地区におけるかわまちづくり計画の作成に関することについて、協議するものとする。

(組織)

第3条 検討会は、委員11人以内をもって組織する。

- 2 検討会の委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から検討会の解散の日までとする。

(座長及び座長代理)

第4条 検討会に、座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定め、座長代理は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 座長は、検討会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(解散)

第6条 検討会は、その任務を終了したときに解散するものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、建設局百年の杜推進部公園整備課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年2月3日から実施する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、検討会の解散の日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。